平成２３年（フ）第４６７号
東京都稲城市平尾３丁目１－１－32－103
債務者　初鹿野　茂
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７７号
埼玉県越谷市東越谷６丁目90－１　メイプルハウスⅠ202
債務者　岩崎　勇治
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７８号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23　神代公団住宅42号館403
債務者　野田　　博
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８２号
埼玉県戸田市大字新曽1044－Ａ－103
債務者　坂井　和幸
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８３号
東京都北区上十条２丁目23－12　田中方203
債務者　丸山　良子（旧姓田嶋）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４２号
岡山市北区伊島町２丁目12番48号
債務者　丹治　清明
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２３号
岡山県瀬戸内市長船町土師1131番地４
債務者　小山　伸幸
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０７号
東京都八王子市めじろ台１丁目49番地３
債務者　東山　菊子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７８１号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目７番地８島津調布寮Ａ－206
債務者　杉本　圭一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８２２号
東京都八王子市大楽寺町645番地59
債務者　武井美奈子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８号
長崎県平戸市田平町下寺免1924番地４、旧住所福岡県福岡市南区西長住３丁目12番11－1011号
債務者　岡崎　芳香
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
東京都小平市仲町628番地の17永井荘102号
債務者　杉浦ツネ子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
東京都多摩市一ノ宮２丁目11番地の20桜ケ丘ハイツ402
債務者　飯野　陽介
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７８７号
相模原市中央区下九沢727番地　県公社団地６－627
債務者　藤井　　実
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７３５号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中30棟407号
債務者　天田美佐江（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部